

浦添市介護予防・日常生活支援総合事業における介護扶助の取扱いについて

○総合事業における介護扶助の適用

区分	利用できるサービス		利用者負担		備考
			介護扶助の適用	利用料免除の適用	
生活保護法による被保険者	要支援1・2	事業所指定によるサービス	○	△	介護扶助が適用されます。
		市の直営もしくは委託によるサービス	○	○	介護扶助が適用されますが、利用料免除の適用が優先され、利用者負担は発生しません。
	一般介護予防事業	×	×	介護扶助及び利用料免除は適用されないため、利用者負担が発生します。	
事業対象者	介護予防・生活支援サービス	事業所指定によるサービス	○	△	介護扶助が適用されます。
		市の直営もしくは委託によるサービス	○	○	介護扶助が適用されますが、利用料免除の適用が優先され、利用者負担は発生しません。
	一般介護予防事業	×	×	介護扶助及び利用料免除は適用されないため、利用者負担が発生します。	

※留意事項※

ケアマネージャー、事業所指定によるサービス提供事業所及び委託によるサービス提供事業所は利用者が生活保護法による被保護者であるかどうかの確認を行い、誤徴収等がないようにすること。